

議案第 8 号

平成 25 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

平成 25 年度流山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,602 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,538,157 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

平成 26 年 2 月 20 日提出

流山市長 井 崎 義 治

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰 入 金		228,455	8,602	219,853
	1 一 般 会 計 繰 入 金	228,455	8,602	219,853
補正されなかった款項に係る額		1,318,304	0	1,318,304
歳 入 合 計		1,546,759	8,602	1,538,157

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,471,914	8,602	1,463,312
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,471,914	8,602	1,463,312
補正されなかった款項に係る額		74,845	0	74,845
歳 出 合 計		1,546,759	8,602	1,538,157

第2表 債務負担行為補正

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
後期高齢者医療システム運営事業	自 平成25年度 至 平成30年度	34,324千円以内と消費 税及び地方消費税の合計額	自 平成25年度 至 平成30年度	32,622千円以内と消費 税及び地方消費税の合計額

平成25年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算(第3号)事項別明細書

1 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	節		説明
		区分	金額	
2 保険基盤安定繰入金	8,602 (161,187) (152,585)	1 保険基盤安定繰入金	8,602	・保険基盤安定繰入金更正減 〔高齢者生きがい推進課〕 8,602
項計	8,602 (228,455) (219,853)			
款計	8,602 (228,455) (219,853)			
歳入合計	8,602 (1,546,759) (1,538,157)			

2 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明
		特定財源	一般財源	その他	区分	金額	
		国県支出金	地方債	繰入金			
1 後期高齢者医療広域連合納付金	8,602 (1,471,914) (1,463,312)			8,602 繰入金 8,602		19 負担金、補助及び交付金	8,602
				8,602			
				8,602			
項 計	8,602 (1,471,914) (1,463,312)			8,602			
款 計	8,602 (1,471,914) (1,463,312)			8,602			
歳出合計	8,602 (1,546,759) (1,538,157)			8,602			

1 後期高齢者医療広域連合納付に要する経費 8,602

(1) 後期高齢者医療広域連合納付事業〔高齢者生きがい推進課〕 8,602

負担金、補助及び交付金更正減 (8,602)
 交付金更正減 8,602
 ・後期高齢者医療市町村保険基盤安定拠出金更正減 8,602

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの		当該年度以降の		左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
		支 出 額		支 出 予 定 額		特 定 財 源			
		期 間	金 額	期 間	金 額	国県支出金	地 方 債	そ の 他	
後期高齢者医療システム運営事業	32,622千円以内 と消費税及び地方消費税 の合計額		千円	自 平 成 25 年 度 至 平 成 30 年 度	千円 35,233	千円	千円	千円 35,233	千円